

京都市告示第 320 号

京都市斎場条例第 2 条ただし書の規定に基づき、平成 20 年の京都市中央斎場の休場日を次のとおり変更します。

平成 19 年 12 月 17 日

京都市長 梶本 頼兼

月	休場日			
1	1 (火)	2 (水)	10 (木)	22 (火)
2	3 (日)	14 (木)	26 (火)	
3	8 (土)	14 (金)	26 (水)	
4	11 (金)	23 (水)	29 (火)	
5	9 (金)	21 (水)	27 (火)	
6	7 (土)	19 (木)	25 (水)	
7	5 (土)	17 (木)	29 (火)	
8	8 (金)	20 (水)	31 (日)	
9	6 (土)	18 (木)	24 (水)	
10	4 (土)	16 (木)	22 (水)	
11	2 (日)	14 (金)	26 (水)	
12	7 (日)	13 (土)	25 (木)	

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)